

文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・ 保存活用計画の策定等に関する指針【概要】

指針の位置付け

平成30年の文化財保護法（以下「法」という。）の改正により、新たに制度化された（1）都道府県による文化財保存活用大綱の策定、（2）市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定、（3）市町村による文化財保存活用支援団体の指定、（4）所有者等による保存活用計画の作成及び文化庁長官による認定等に関して、その作成・推進等が円滑に進むよう、作成等に当たっての基本的な考え方や具体的な記載事項、留意事項等を示したもの。

指針の主な内容

1. 文化財保存活用大綱

○大綱は、各都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、当該都道府県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるもの。

○大綱には、以下に掲げる内容を基本的な記載事項として定める。

- ①文化財の保存・活用に関する基本的な方針、②文化財の保存・活用を図るために講ずる措置
③域内の市町村への支援の方針、④防災・災害発生時の対応、⑤文化財の保存・活用の推進体制

○策定の際は、文化財の専門家や所有者、民間団体関係者、市町村の文化財担当者等の意見を聴くとともに、関係部局と情報共有を図るなど適切に連携することが望ましい。

2. 文化財保存活用地域計画

○地域計画は、各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プラン。

○地域計画には、以下に掲げる内容を記載事項として定める（法第183条の3第2項各号）。

（第1号関係）[当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針]

- ①当該市町村の概要、②当該市町村の文化財の概要、③当該市町村の歴史文化の特徴、
④文化財の保存・活用に関する課題、⑤文化財の保存・活用に関する方針

（第2号関係）[⑥当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容]

（第3号関係）[⑦当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項]

（第4号関係）[⑧計画期間]

（第5号関係）[文部科学省令で定める事項] ⑨文化財の保存・活用の推進体制等

（その他、必要に応じて任意で定めることができる事項）

- ⑩関連文化財群に関する事項、⑪文化財保存活用区域に関する事項、⑫認定を受けた場合の事務処理特例の適用を希望する事務の内容、⑬その他の事項

○作成の際は、協議会を設置して多様な関係者の意見を踏まえることが望ましい。協議会には、都道府県、市町村の都市計画・教育・観光等の関係部局のほか、文化財の保存会やNPO団体、自治会、大学・高専教員、学芸員等の必要な者が参画できる。また、地方文化財保護審議会の意見聴取を行うほか、パブリックコメント等により住民意見の反映に努めることが必要。

○文化庁長官の認定を受けるには、以下の基準を満たすことが必要（法第183条の3第5項各号）。

（第1号関係）[当該地域計画の実施が文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること]

- ・計画期間内に実施すべき措置が盛り込まれていること
- ・それらが文化財の保存・活用に寄与するものであることが合理的に説明されていること

（第2号関係）[円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること]

- ・措置の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
- ・措置の実施スケジュールが明確であること
- ・認定を受けた場合の事務処理の特例の適用を希望する場合には、当該事務の実施に必要な人員の配置など適切な実施体制が確保されていること

（第3号関係）[大綱が定められているときは、当該大綱に照らして適切なものであること]

3. 文化財保存活用支援団体

- 支援団体は、市町村が地域の民間団体と連携・協力していくパートナーシップを結ぶことにより、地域の多様な主体を文化財に関する各種施策の推進主体として位置付けたもの。
- 支援団体には、文化財の保存・活用に取り組む社団法人、財団法人、NPO法人、営利団体（民間企業等）、法人格を持たない任意の団体などが指定されることが考えられる。
- 指定の際は、定款や事業計画書、財務諸表等により、団体の組織・資金等の面を確認することが必要。また、市町村と支援団体は適正な役割分担のもとに円滑に連携するため、定期的に意見交換の場を設けるなど、認識の共有を図りながら取組を進めることが望ましい。
- 個人・法人が重要文化財や重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を一定の支援団体に譲渡する場合、譲渡所得の課税の特例等を受けることができる。

4. 保存活用計画

- 保存活用計画は、個々の国指定文化財及び登録文化財を対象に、所有者・管理団体等が作成する保存・活用の考え方や具体的な取組の内容を定めた基本的な計画である。
- 保存活用計画には、文化財類型に応じた記載事項を定める。

【重要文化財（建造物）の場合】

（当該重要文化財に関する基本的な事項）

- ①当該重要文化財の名称・所在地等、②当該重要文化財の所有者・管理団体等、③保存活用計画の対象とする区域、④当該重要文化財の概要・価値等

（当該重要文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容）

- ⑤保存の現状と課題、⑥活用の現状と課題、⑦保存管理に関する事項、⑧環境保全に関する事項、⑨防災・防犯に関する事項、⑩活用に関する事項、⑪保護に関する諸手続

（計画期間）⑫計画期間

（必要に応じて任意で記載する事項）

- ⑬現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）に関する事項、⑭修理に関する事項

- 作成の際は、地方公共団体の文化財担当部局や文化財の専門家等の指導・助言を求めたり、意見を聴きながら作成することが考えられる。
- 文化庁長官の認定を受けるには、以下の基準を満たすことが必要。

（保存活用計画の実施が文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること）【全類型共通】

- ・文化財の状況に応じて、計画期間内において実施すべき措置が盛り込まれていること
- ・それらが文化財の保存・活用に寄与するものであることが合理的に説明されていること

（円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること）【全類型共通】

- ・措置の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
- ・措置の実施スケジュールが明確であること

（大綱又は認定地域計画が定められているときは、これらに照らして適切なものであること）【全類型共通】

- ・保存活用計画の内容が大綱又は認定地域計画と整合性のとれたものとなっていること

（現状変更等に関する事項が記載されている場合には、その内容が省令で定める基準に適合するものであること）【重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物】

- ・現状変更等の実施方法等が明らかであることや、文化財が毀損するおそれがないことなど

（修理に関する事項が記載されている場合には、その内容が省令で定める基準に適合するものであること）【重要文化財】

- ・修理の実施方法等が明らかであることや、文化財が毀損するおそれがないことなど

（公開を目的とする寄託契約に関する事項が記載されている場合には、その内容が省令で定める基準に適合するものであること）【重要文化財（美術工芸品）、登録有形文化財（美術工芸品）】

- ・当該寄託契約に、寄託先美術館・博物館で当該美術工芸品を適切に公開する旨の定めがあることや、5年以上の期間にわたって有効な契約であることなど

大分県文化財保存活用大綱とは

第1章

平成30年に改正された文化財保護法に基づき、今後の大分県における文化財の保存と活用の基本的な方向性を、大分県文化財保存活用大綱として取りまとめました。

大分県の文化財を取り巻く社会状況

【文化財を取り巻く情勢】

- 過疎化・少子高齢化の進行
- 文化財への興味・関心の希薄化
- 大規模自然災害の発生
⇒文化財の散逸・滅失の危機

【様々な地域資源としての文化財の活用】

- 市町村と地域住民が連携した文化財保存・活用の取組
- 学校教育や観光・まちづくり行政との連携
- 世界農業遺産など文化財行政以外での文化財保護活動
⇒文化財を活用した地域活性化

大分県の文化財を次世代へつなげるために

第1章

文化財は、子どもたちが身も心も健やかに育ち、大人たちが歴史と文化の厚みの中で互いに交流しながら幸せに働き、高齢者が生き生きと健康に暮らせる地域社会を創る重要な資源です。

■文化財保護 「保存」と「活用」

- 文化財の価値を守り、永く伝えていくために、しっかりとした調査・研究に基づく文化財の指定と文化財の価値を維持するための保存修理に努める。
- 多様な地域資源である文化財を、暮らしの中に息づかせ、地域住民とともに活用することを通して、持続可能な文化財の保存体制の確立を目指す。
- 文化財を活用することで地域振興を図り、文化財の保護につながる好循環を生み出すことで、地域社会の活性化に寄与する。

豊かな歴史と文化に彩られた大分県

第2章

大分県は、複雑な地形と地質構造を有し、豊かな自然環境に恵まれています。本県の歴史と文化は、多彩な自然環境のもとで育まれており、有形・無形の特徴ある文化財が満ちあふれています。

■豊かな自然環境

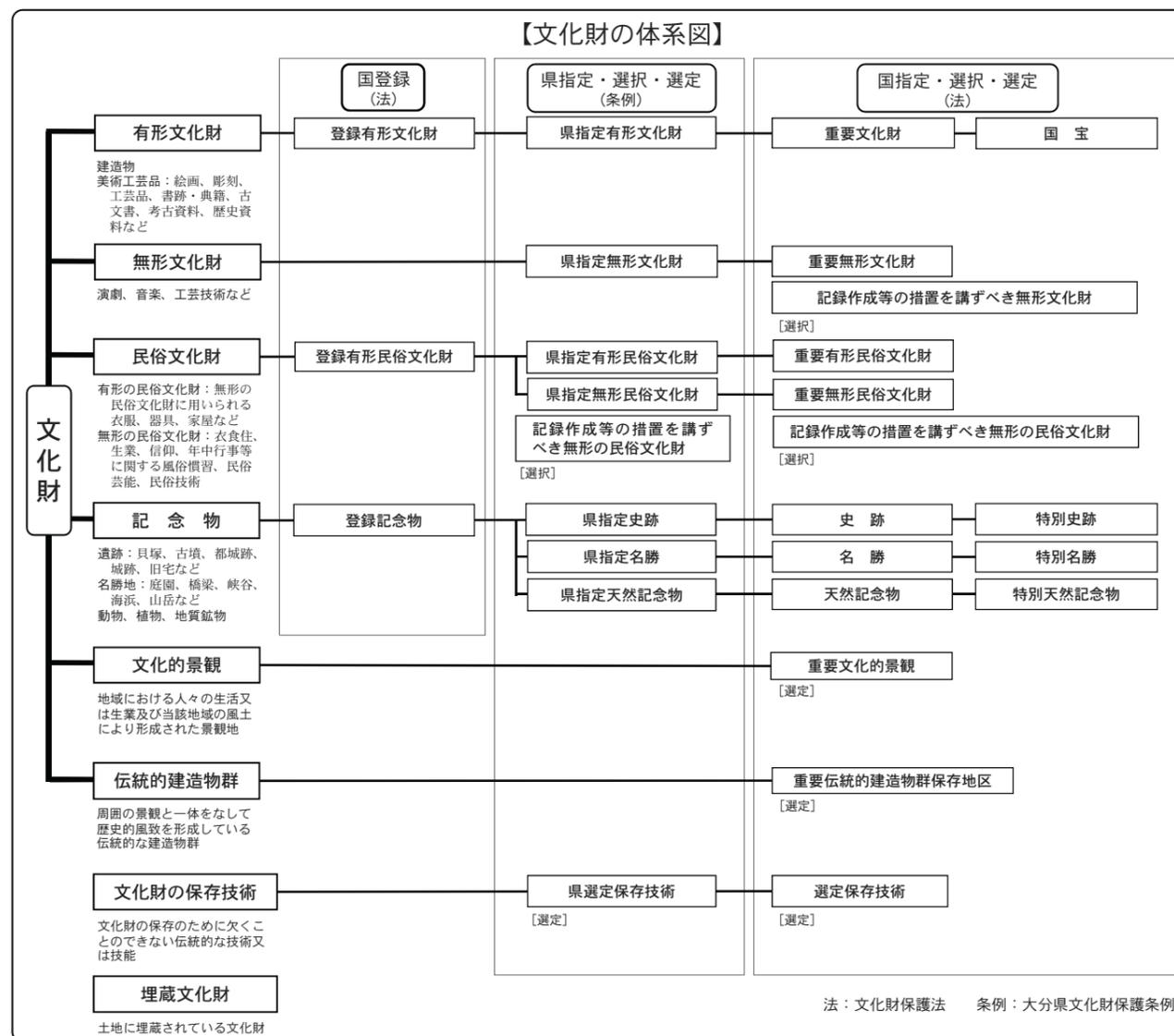
- 大分県は九州東岸に位置し、北は周防灘、東はリアス海岸の豊後水道に面しており、城下かれい、まぐろ、ぶりなど、豊かな海産物に恵まれている。
- 九重火山群、由布・鶴見火山群等の火山が存在するため、各所に温泉が湧出し、溶岩台地等の侵食によって奇岩・奇峰が連続する「耶馬」と呼ばれる特徴ある地形が広がる。
- 本県の複雑な地形は気候にも影響しており、比較的によくの気候区分に分けられることから、カモシカ、オオサンショウウオやミヤマキリシマなど、様々な動植物が生息する。

■大分県の多彩な歴史と文化

- 原始・古代：瀬戸内海を通じた交流を背景に、畿内の影響を受けた前方後円墳が築かれた。また、宇佐宮を中心とした八幡神の信仰は、時々の政局と関わりながら日本全国に広がった。
- 中世・近世：大友氏による東南アジアとの交易やキリスト教の受容を背景に、県域にはキリシタン文化が花開いた。また、近世の「小藩分立」は、各地域ごとに特色ある様々な文化を生み出した。
- 近代・現代：明治4年（1871）に日田県を、同9年に中津・宇佐両市を統合して、現在の大分県が成立した。海路の整備や掘削技術の革新を背景に、別府は日本有数の温泉観光地へと成長した。

文化財の類型と大分県の文化財

第2章



大分県内の国・県指定等文化財

種別	国宝等	国指定・選定	県指定・選定	国登録	国選定	県選定	
有形文化財	建造物	2	30	208	231		
	美術工芸品	絵画		7	27		
		彫刻	1	31	109		
		工芸品	1	7	70		
		書跡・典籍		2	31		
		古文書		3			
		考古資料		5	36		
		歴史資料		1	16		
計	2	56	289				
小計	4	86	497	231			
民俗文化財	有形		4	14	1		
	無形		7	47	14	23	
	小計		11	61	1	23	
記念物	史跡	1	43	107			
	名勝		6	6	6		
	天然記念物	2	22	79			
小計	3	71	192	6			
重要文化的景観		4					
重要伝統的建造物群保存地区		2					
選定保存技術			1				
合計	7	175	753	238	14	23	

*「国宝等」は「国宝」「特別史跡」「特別名勝」「特別天然記念物」を指す。

* は法及び条例上、指定等の制度のないもの。



宇佐神宮本殿（宇佐市）

くじゃくもんけい
孔雀文馨（宇佐市）

大分県の国宝



臼杵磨崖仏（臼杵市）



富貴寺大堂（豊後高田市）

大分県の特徴ある関連文化財群

第2章

豊かな自然環境のもとで、多様な歴史と文化に彩られた大分県には、「日本遺産」に認定された3件のストーリー以外にも、特色ある文化が多く残っています。ここでは、様々なテーマのもと、各種文化財を関連づけて紹介します。

■瀬戸内海を通じた古墳文化の交流

県域は、原始以来、瀬戸内海を通じて畿内との交流があった。特に古墳時代には、ヤマト王権による国家形成に端を発し、畿内との交流が活発となった。県域には、畿内の影響を色濃く受けた古墳が多く残されている。

国史跡：川部・高森古墳群（宇佐市）
亀塚古墳（大分市）
県史跡：白塚古墳（白杵市）など



国史跡 亀塚古墳（大分市）

■八幡神の信仰と六郷山

宇佐に現れた八幡神は、養老4年（720）の隼人出兵を契機に、時々の政局に関わることで国家の守護神へ変貌した。宇佐宮の神宮寺であった弥勒寺の僧の修行の場となった国東半島には、平安時代後期、「六郷山」と呼ばれる天台宗寺院群が形成され、特色ある仏教文化が開花した。

国宝：宇佐神宮本殿（宇佐市）
富貴寺大堂（豊後高田市）
国名勝：天念寺耶馬及び無動寺耶馬（豊後高田市）など

重要文化財
岩戸寺宝塔（国東市）

■石造文化財の宝庫

県域は、阿蘇溶結凝灰岩に広く覆われ、多くの火山が存在したことから石材が豊富であった。この石材が、人々の信仰と結び付くことで、磨崖仏や多彩な石塔類が造られた。また、交通と結び付いたものが、県内各地に残る多数の石橋である。

国宝・特別史跡：白杵磨崖仏（白杵市）
重要文化財：岩戸寺宝塔（国東市）
虹澗橋（白杵市・豊後大野市）など

重要文化財 大分県府内
大友氏遺跡出土品（大分市）■大友氏による交易の推進と
キリシタン文化

守護大友氏による豊後国支配の最盛期に君臨した大友宗麟は、東南アジアとの交易や、キリスト教を通じた西欧との関係を推進した。本県のキリシタン文化は、人々が新しい宗教をいかに受け入れ、どのように地域に広めていったかを示す重要なものと言える。

重要文化財：大分県府内大友氏遺跡出土品（大分市）
国史跡：大友氏遺跡（大分市）
下藤キリシタン墓（白杵市）など



郷土料理りゅうきゅう（県内全域）

国選無形民俗文化財
姫島の盆踊（姫島村）

【大分県の日本遺産】

- 近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—（日田市、水戸市、足利市、備前市）
- やばけい遊覧～大地に描いた山水絵巻の道をゆく（中津市、玖珠町）
- 鬼が仏になった里「くにさき」（豊後高田市、国東市）

■多彩な文化を生み出した小藩分立

江戸時代、県域には8藩領のほか、幕府直轄領、宇佐宮領、島原・延岡・熊本各藩の飛び地領など、様々な領域が存在した。この「小藩分立」を背景に、多くの各界人、地域ごとの多彩な伝統芸能や祭礼行事、食文化、杵築藩の七島藪に代表される物産などが生み出された。

重要文化財：三浦梅園遺稿（国東市）
国史跡：咸宜園跡（日田市）、福沢諭吉旧居（中津市）など



国史跡 福沢諭吉旧居（中津市）

国名勝 天念寺耶馬及び無動寺耶馬
（豊後高田市）

■温泉を資源とした観光

本県には様々な泉質の温泉があり、とくに「べっふ」「ゆふいん」は「おんせん県おおいた」を象徴する地域と言える。別府の湯突き技術は、同地が日本屈指の温泉観光地へと成長する原動力となり、さらに他の温泉地に伝播して、温泉掘削の発展に寄与した。

国名勝：別府の地獄（別府市）
重要文化的景観：別府の湯けむり・温泉地景観（別府市）
国登録有形民俗文化財：別府の湯突き用具（別府市）など

重要文化的景観
別府の湯けむり・温泉地景観（別府市）

■各地を彩る伝統芸能と祭礼行事

本県には、江戸時代の「小藩分立」を背景に、多彩な伝統芸能や祭礼行事が伝わっている。芸能では、神楽・盆踊・楽打ちが広範囲に分布するが、御田植祭・棒術・獅子舞等は地域的な偏りがある。祭礼では、五穀豊穡や無病息災を祈願する様々な祭のほか、正月・初盆行事や祇園などがある。

重要無形民俗文化財：修正鬼会（豊後高田市・国東市）
御嶽神楽（豊後大野市）
国選択無形民俗文化財：姫島の盆踊（姫島村）など

■江戸時代にはじまる地域ごとの食文化

本県は瀬戸内海と太平洋に面し、平地が少なく山が多い変化に富んだ地形である。この地形が豊かな山海の幸をもたらし、多様な食文化を生み出してきた。「りゅうきゅう」をはじめ、各地に残る郷土料理は、山海の幸を堪能するとともに、貴重な食材を活かすために生み出されたものである。

ほうちょう（大分市）、けんちん（中津市）、うれしの（杵築市）、頭料理（竹田市）、きらすめし（白杵市）、団子汁、やせうま、りゅうきゅう（県内全域）など

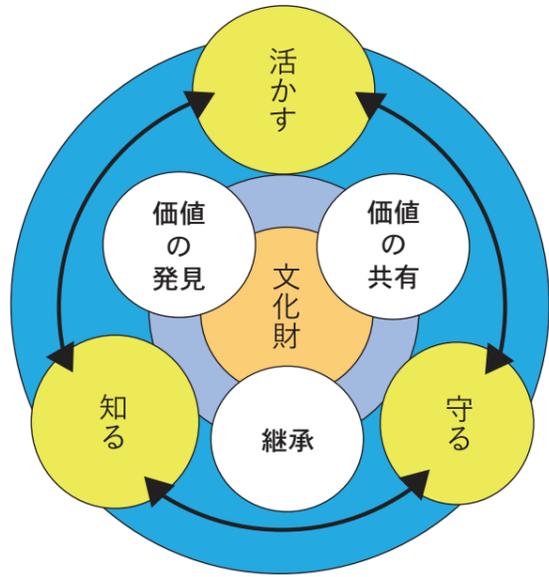
基本方針

地域とともに活かして守る 大分の文化財

目指すべき将来像と方向性 第2章

基本方針のもと、文化財を「知る」「活かす」「守る」取り組みを推進し、持続可能な文化財保護体制の確立を目指します。

- 目指すべき将来像**
- 人々が地域の文化財を「知る」
⇒価値の発見
 - 様々な地域資源として「活かす」
⇒地域の活性化
 - 価値を共有し「守る」
⇒保護体制の確立
- 人々が文化財の価値を主体的に発見し、その価値を共有することにより、持続可能な文化財の継承が図られる社会の構築



持続可能な文化財保護体制のサイクル

■方向性

【文化財を「知る」】

- 文化財に触れる活動を通して、自らその価値と在り方を発見することで、文化財を身近なものにする取組を推進する。

大分の文化財
フォトコンテスト
#レガシー (日田市)

【文化財を「活かす」】

- 文化財の活用を図る取組を推進することで、地域の活力を増進させ、地域社会の活性化に寄与する。

2019年度日本博
「NOBODY KNOWS
豊後高田公演」

【文化財を「守る」】

- 地域が主体となって進める文化財保護活動を積極的に支援する。
- 文化財の奥深さに触れる機会の提供を通して、文化財保護の継承者や担い手を育成する。

岡城清掃の日
(竹田市)

文化財の保存・活用を図るために講ずる措置 第3章

目指すべき将来像と方向性に沿って、県や市町村、文化財所有者や地域住民、関係団体と連携し、「オール大分」で文化財の適切な保存・活用に取り組んでいきます。

■文化財の保存

- しっかりとした文化財の調査・研究
- 調査・研究に基づく文化財の指定
- 国・県の文化財関係補助制度の活用
- 民間団体等の助成金やクラウドファンディングの活用
- 文化財保存活用地域計画・保存活用計画作成の促進
- 類型に応じた文化財の維持・管理、修理・整備

発掘調査 (豊後大野市)

■文化財の活用

- 文化財活用のあり方の変化
⇒「公開による活用」から「地域振興への活用」へ
- 県の文化財活用の取り組み
⇒文化財の修復現場公開、日本遺産周遊ツアー、フォトコンテスト
- 地域で広がりつつある好事例の普遍化
⇒平田邸活用推進協議会 (中津市)
⇒AR等の先端技術を用いた岡城跡の魅力発信 (竹田市)
- 学校教育との連携強化
⇒主体的・対話的で深い学びを実現
⇒児童・生徒の郷土愛を育み、文化財の守り手を育成
- 文化財情報のデジタル化と情報発信の推進

平田邸活用推進協議会 (中津市)

■文化財をささえる人材の育成

- 文化財の継承者の育成
⇒地域住民が地域の文化財を探究することをサポート
- 文化財の保護を担う専門的知識・技能を有する人材の育成
⇒体系的かつ計画的な研修の実施
- 文化財愛護少年団や子どもガイド等の活動支援
- 社会教育機関による学校教育との連携強化
⇒児童・生徒を主役とした展示等の体験
- 関係機関・団体との連携
⇒文化財ガイド等の地域人材の掘り起こし

第40回 大分県文化財愛護少年団の
つどい記念大会 (宇佐市)

市町村への支援の方針 第4章

市町村が特色ある文化財の保存・活用を推進できるよう必要な支援を行います。

- 市町村が単独で、あるいは「日本遺産」のような共通テーマに基づいた連携で、文化財の保存・活用を推進できる体制づくりに努める。
- 地域計画作成とその推進に当たり、全市町村が大綱の示す基本方針のもとで、適切な文化財の保存・活用に取り組めるよう、継続的な指導・助言を行う。

防災・災害発生時の対応 第5章

近年多発する大規模自然災害をふまえ、大切な文化財を災害から守る取組を推進します。

- 防犯・防災対策：文化財の定期的な巡視を行うとともに、文化財データの収集・共有、デジタル化と情報発信に努める。
- 復旧に向けた取組：情報収集に努めるとともに、文化財ドクター派遣事業や文化財レスキューの実施体制整備に努める。

国指定		県指定		市指定		合計
重要文化財	11	有形文化財	23	有形文化財	47	81
重要無形文化財	1	無形文化財	—	無形文化財	—	1
重要有形民俗文化財	—	有形民俗文化財	—	有形民俗文化財	2	2
重要無形民俗文化財	1	無形民俗文化財	5	無形民俗文化財	5	11
史跡	6	史跡	7	史跡	16	29
名勝	1	名勝	1	名勝	—	2
天然記念物	1	天然記念物	3	天然記念物	22	26
国選定						
重要伝統的建造物群保存地区	1	—	—	—	—	1
重要文化的景観	1	—	—	—	—	1
選定保存技術	—	—	—	—	—	—
国選択		県選択				
無形民俗文化財	2	無形民俗文化財	2	—	—	4
国登録						
登録有形文化財	29	—	—	—	—	29
総計						187

日田市 指定等文化財一覧表

① 国指定・国選定・国登録・国選択

54 件

区分、名称又は物件	所在地	指定年月日	摘要（年代ほか）
【重要文化財】			
1 木造十一面観音立像	城町2（慈眼山仏像収蔵庫）	昭25.8.29	鎌倉時代
2 木造兜跋毘沙門天立像	城町2（慈眼山仏像収蔵庫）	昭25.8.29	平安時代後期
3 木造毘沙門天立像	城町2（慈眼山仏像収蔵庫）	昭25.8.29	文治3（1187）年の銘
4 木造四天王立像	城町2（慈眼山仏像収蔵庫）	昭25.8.29	元亨元年（1321）年の銘
5 木造毘沙門天立像	城町2（慈眼山仏像収蔵庫）	昭25.8.29	平安時代後期
6 行徳家住宅	夜明関町	昭50.6.23	天保13（1842）年
7 大野老松天満社旧本殿	前津江町大野	昭53.5.31	室町時代、三間社流れ造り栩板葺
8 旧矢羽田家住宅	大山町西大山	昭57.6.11	江戸後期、別棟形式の民家
9 長福寺本堂	豆田町	平18.7.5	寛文9（1669）年の建造
10 草野家住宅	豆田町	平21.12.8	享保～明治初期の建造
11 吹上遺跡出土品	宇佐市（大分県立歴史博物館）	平22.6.29	弥生時代中期の武器、貝輪などの副葬品
【史跡】			
1 咸宜園跡	淡窓2	昭7.7.23	江戸後期～明治期にかけての私塾跡
2 穴観音古墳	内河町	昭8.2.28	古墳時代後期
3 廣瀬淡窓旧宅及び墓	中城町・豆田町	昭23.1.14	私塾・咸宜園を主宰 H25.3.27追加指定・名称変更
4 法恩寺山古墳群	刃連町	昭34.5.13	古墳時代
5 ガランドヤ古墳	石井町3	平5.10.13	古墳時代後期、H24.9.19追加指定
6 小迫辻原遺跡	大字小迫	平8.10.31	弥生～古墳時代
【天然記念物】			
1 小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群	鈴連町	平23.9.21	約9万年前の阿蘇4火砕流により埋没
【名勝】			
1 耶馬溪（一部）	東羽田町	大12.3.7	S11.7.14追加指定

【重要無形民俗文化財】			
1	日田祇園の曳山行事	隈地区・竹田地区・豆田地区	平8.12.20 7月20日以降の土・日曜日 H28 ユネスコ無形文化遺産登録
【重要無形文化財】			
1	小鹿田焼	源栄町皿山	平7.5.31 9軒の窯元
【国選定重要文化的景観】			
1	小鹿田焼の里	源栄町皿山・池ノ鶴地区	平20.3.28 H22.2.22 追加選定
【国選定重要伝統的建造物群保存地区】			
1	日田市豆田町 伝統的建造物群保存地区	豆田町他	平 16.12.10 歴史的町並みと伝統的建造物群
【国登録有形文化財】			
1	井上家住宅 8件	鶴河内町	平15.1.31 江戸時代後期～大正年間
2	岩尾家住宅（旧日本丸製薬所）3件	豆田町	平15.1.31 明治初期～昭和初期
3	隈まちづくりセンター黎明館 1件	隈2	平15.1.31 大正5(1916)年建築
4	後藤家住宅 4件	隈2	平 20.10.23 主屋は明治20(1887)年建築
5	山田家住宅 4件	隈1	平 20.10.23 主屋は文化13(1816)年建築
6	宇野家住宅 1件	高瀬本町	平 20.10.23 昭和2(1927)年建築
7	長善寺鐘楼門 1件	吹上町	平22.4.28 正徳3(1713)年建築
8	老松天満社 4件	天瀬町	平22.9.10 本殿は明治31(1898)年建築
9	井上酒造店舗兼主屋 3件	大字大肥	平28.8.1 大正3(1914)年建築上棟
【国選択無形民俗文化財】			
1	豊後の水車習俗	鈴連町ほか	昭 58.12.27 小野谷の水車習俗
2	大原八幡宮の米占い行事	田島町	平11.12.3 粥のカビの状態でその年の豊作等を占う

② 県指定・県選択

41 件

	区分、名称又は物件	所在地	指定年月日	摘要（年代ほか）
【有形文化財】				
1	太刀 銘安綱	豆田町（廣瀬本家）	昭33.3.25	安綱の銘
2	石人（2体）	銭淵町	昭39.2.21	八女市岩戸山古墳出土
3	中村文書	豆田町（廣瀬本家）	昭41.3.22	筑前国怡土庄史料
4	蔵骨器	宇佐市（大分県立歴史博物館）	昭46.3.23	宇佐虚空蔵寺跡出土
5	軒先丸瓦	宇佐市（大分県立歴史博物館）	昭46.3.23	宇佐虚空蔵寺跡出土
6	木造阿弥陀如来坐像	大日町	昭47.3.21	応永10(1403)年の銘
7	老松天満社懸仏	前津江町大野	昭49.3.19	平安後期から鎌倉時代
8	金凝神社木造仮面	天瀬町本城	昭50.3.28	天狗、翁、鬼、河童の木製面四軀
9	烏宿神社鰐口	大山町西大山	昭51.3.30	「応永16（1409）年奉納・永正2（1505）年寄進」銘
10	老松神社銅鉾	日田市埋蔵文化財センター	昭51.3.30	長さ70cmで弥生時代の銅鉾
11	山中薬師堂鰐口	天瀬町出口	昭51.3.30	「享徳2年霜月15日」陰刻銘
12	草三郎大神宮五輪塔婆附角塔婆	天瀬町馬原	昭51.3.30	「貞和3年3月」銘
13	玉来神社神像	天瀬町五馬市	昭54.5.15	鎌倉時代から室町時代に製作
14	森家五部大乘経	宇佐市（大分県立歴史博物館）	昭55.4.8	櫃に「応永23(1416)年」書体・室町時代の写本
15	岳林寺木造明極楚俊坐像	北友田I（市立郷土史料館）	昭56.3.31	南北朝時代
16	岳林寺絹本着色仏涅槃図	北友田I（市立郷土史料館）	昭56.3.31	室町時代
17	草野文書	豆田町	昭57.3.30	大友田原氏関係史料
18	日隈神社平縁細線式獸帯鏡	隈2（日田祇園山鉾会館）	昭58.4.12	中国漢代
19	大原八幡宮銅鉾	田島町	昭60.3.29	弥生時代後期
20	西雉谷笠塔婆附石造塔婆（1基）	上津江町上野田	昭60.3.29	「元龜元(1570)年庚午10月吉日」銘
21	石井神社銅鉾	隈2（日田祇園山鉾会館）	平1.3.30	弥生時代後期
22	朝日宮ノ原遺跡4号中世墓出土品	日田市埋蔵文化財センター	平7.3.10	青磁碗、湖州鏡など81点
23	グラントヤ古墳出土品	日田市埋蔵文化財センター	平7.3.10	古墳時代後期

資料4

【史跡】			
1	川原隧道と石畳	天瀬町女子畑川原区	昭51.3.30 江戸末期、新たに築成・隧道長さ52m
2	石坂石畳道	市ノ瀬町・伏木町	昭62.3.27 嘉永3(1850)年の築造
3	城山古墳	諸留町	平1.3.30 全長29.9mの前方後円墳
4	薬師堂山古墳	田島町	平2.3.29 古墳時代中期
5	吹上遺跡	大字小迫	平8.3.29 弥生時代中期
6	朝日天神山古墳	大字小迫	平16.3.30 古墳時代後期の前方後円墳2基
7	永山城跡	丸山2丁目	平28.2.23 江戸時代初期
【名勝】			
1	伝来寺庭園	中津江村栃野	昭45.3.31 伝来寺建立以前に築造
【天然記念物】			
1	津江神社のスギと自然林	中津江村合瀬	昭50.3.28 日田杉の元祖
2	高塚愛宕地蔵のイチョウ	天瀬町馬原	昭51.3.30 雄株で大小20数本の集合株
3	鞍形尾神社の自然林	天瀬町馬原	昭56.3.31 神社の北西背後地約1ヘクタール
【無形民俗文化財】			
1	磐戸楽	三ノ宮1	昭41.3.22 大行事八幡宮の秋祭り 通称「かっぱおどり」
2	鶉飼	竹田地区	昭41.3.22 5月中頃から10月中頃
3	大野楽	前津江町大野	昭41.3.22 河童の動作を演技化した雅楽の一種
4	本城くにち楽	天瀬町本城	昭42.3.31 10月中旬の土日
5	大原八幡宮御田植祭	田島町	昭59.3.30 4月15日実施
【県選択無形民俗文化財】			
1	老松様の餅搗祭	中津江村合瀬	昭50.3.28 戦いの様子を模した祭り(7月15日)
2	老松様の的ほがし祭	中津江村合瀬	昭50.3.28 五穀豊穰と家内安全を祈願(4月15日)

③ 市指定（有形文化財・有形民俗文化財、無形民俗文化財・史跡・天然記念物）

92 件

区分、名称又は物件	所在地	指定年月日	摘要（年代ほか）
【有形文化財】			
1 開山頂相 （普門寺木造笑巖和尚坐像）	北友田Ⅰ（市立郷土史料館）	昭47.6.12	応永16(1409)年の銘
2 龍林寺木造薬師如来坐像付・ 龍林寺薬師如来縁起版木	財津町	昭50.3.28	平安時代後期
3 石幢	上野町	昭50.3.28	長祿4(1460)年の銘
4 永平寺跡板碑	高瀬本町	昭50.3.28	応長元(1311)年等の銘
5 絹本着色明極楚俊坐像	北友田Ⅰ（市立郷土史料館）	昭55.2.13	室町時代
6 宝篋印塔	神来町	昭57.5.11	貞和3(1347)年の銘
7 大原八幡宮	田島町	平1.11.22	楼門、拝殿、幣殿、本殿
8 大般若波羅密多經	田島町	昭47.6.12	神宮寺、写経600巻
9 吹上観音坐像	吹上町（吹上神社）	昭50.6.10	平安時代後期
10 玉来神社拝殿と棟札	天瀬町五馬市	昭51.11.20	神殿を含め80アール・棟札に「応仁2(1468)年」銘
11 宝篋印塔	中津江村合瀬	昭51.11.1	鎌倉時代作・高さ約1.37m、笠は上部5段、下部2段
12 間地橋	中津江村栃野・合瀬	昭51.11.1	中津江村内で唯一の石造アーチ橋
13 先祖元、五輪塔（3基）	上津江町上野田	昭54.7.26	風化作用等により形や文字等全く判明せず
14 十一面観世音菩薩座像（1体）	上津江町上野田	昭54.7.26	「天文17(1548)年創立」墨書銘
15 木造釈迦三尊像(附) 釈迦如来像奉籠物	北友田Ⅰ（市立郷土史料館）	昭55.2.13	康永2(1343)年
16 木造大日如来坐像	山田町	昭55.9.3	天文10(1541)年の銘
17 木造毘沙門天立像	山田町	昭55.9.3	天文16(1547)年の銘
18 紙本墨書明極墨蹟	北友田Ⅰ（市立郷土史料館）	昭55.2.13	南北朝時代
19 岳林寺文書	北友田Ⅰ（市立郷土史料館）	昭55.2.13	慶長～明治
20 紙本西国筋郡代陣屋絵図	隈Ⅰ	昭57.5.11	文化14年～天保4年頃
21 大野老松天満社逆修塔	前津江町大野	昭57.9.21	地輪、水輪、火輪にはそれぞれ四方に梵字
22 懸仏（御前嶽神社）	前津江町柚木	昭57.9.21	平安後期から鎌倉時代、13面
23 木造薬師三尊像	南友田町	昭58.7.13	平安時代
24 金銅筒臈当	宇佐市(大分県立歴史博物館)	昭58.7.13	鎌倉時代
25 方格規矩鏡片	田島町	昭58.7.13	草場遺跡出土

資料4

26	須恵器子持高坏	吹上町	昭58.7.13	(伝)北友田横穴墓出土
27	浦宮神社「拝殿・神殿」	上津江町川原	昭58.6.28	拝殿は入母屋造り・神殿は流造り
28	浦宮神社「せり持ち式石橋」	上津江町川原	昭58.6.28	旧参道北側の谷川
29	宝篋印塔	前津江町柚木	昭61.3.17	総高55cm余り・南北朝ないし室町時代造立
30	大友書状	日田市埋蔵文化財センター	昭61.3.17	前津江町柚木に残る天正12年以降に贈ったもの
31	百姓日記	日田市埋蔵文化財センター	昭61.3.17	前津江町柚木に残る元禄より宝暦まで60年間の記録
32	穴井家古文書一巻	北友田Ⅰ(市立郷土史料館)	昭62.4.20	延享3(1746)年の直訴状、会合証文の写し
33	有田古墳出土一括遺物	本町	平1.11.22	古墳時代
34	大乘妙典經	前津江町柚木	平2.3.8	妙法蓮華經八巻・正徳5(1714)年奉納
35	岳林寺木造弥勒菩薩坐像	北友田Ⅰ(市立郷土史料館)	平3.3.30	応永30(1423)年作
36	世尊寺木造薬師如来坐像他2体	諸留町	平4.3.10	天文16(1547)年、弘治3(1557)年
37	内河野村古絵図	日田市埋蔵文化財センター	平4.3.10	江戸時代
38	四季農耕図絵馬	前津江町柚木	平11.10.25	横長の画面に稲作の行程等を描写
39	中西村・梅野村の絵地図	中津江村合瀬	平11.4.7	延宝5年(1677)梅野村庄屋七郎兵衛外3人により作成
40	天井絵馬	前津江町柚木	平12.12.8	享保時代
41	像代	前津江町大野	平12.12.8	神や人の代わりに祭るもので人形に作られた木像
42	どうぼう様(藤房様4体)	前津江町柚木	平13.11.14	南北朝時代
43	元大原神社	神来町	平14.3.7	神殿、幣殿、拝殿、水盤舎、神輿蔵宝暦10(1760)年再興
44	求来里笠塔婆	神来町	平14.3.7	観應元(1350)年墨書銘
45	木造釈迦如来立像	北友田Ⅰ(市立郷土史料館)	平23.3.31	鎌倉時代
46	伝姫塚古墳出土鉄剣(蛇行剣)	日田市埋蔵文化財センター	平23.5.31	古墳時代
47	阿弥陀如来坐像	高瀬本町	平28.3.25	鎌倉時代後期
【有形民俗文化財】				
1	精米用箱水車	鈴連町	平1.11.22	明治時代
2	おきあげ人形製作資料	有田町	令1.7.25	明治後期から昭和中期頃までに作られたおきあげ人形と下絵及びその製作用具
【無形民俗文化財】				
1	有田町若八幡社やっこ振り行列	有田町	平3.3.30	若八幡社秋祭り(10月下旬)
2	出口本村楽	天瀬町出口	平6.4.29	隔年10月24, 25日

3	出口袋七夕楽	天瀬町出口	平6.4.29	隔年10月24, 25日
4	五馬楽	天瀬町五馬市	平6.4.29	10月26、27日
5	烏宿神社はだか参り	大山町西大山	平25.3.28	12月14日夜に締め込み姿の男衆が参道を駆ける
【史跡】				
1	丸山古墳	城町2	昭47.6.12	古墳時代中期
2	片山磨崖種子	北友田2	昭50.3.28	康永3(1344)年の銘
3	惣田塚古墳	琴平町	平1.11.22	古墳時代後期
4	三郎丸古墳	北友田2	平1.11.22	古墳時代後期
5	菊池七人塚	中津江村合瀬	昭51.11.1	塚は2m四方形で自然石を7個環状に立てている
6	御所跡と御所の谷	中津江村合瀬	昭51.11.1	御所跡は200㎡程の平坦地
7	年の神境内地伝、相垣越前守の墓(1基)	上津江町上野田	昭54.7.26	「間部越前守義直」の供養塔
8	台の殿様屋敷跡	前津江町大野	昭57.9.21	津江殿の館跡
9	平島古墳	諸留町	平1.11.22	古墳時代後期
10	木地師半兵衛・徳兵衛の墓(2基)	上津江町川原	平1.7.5	表面上部に菊の御紋とみられる印
11	宇土遺跡3号墳	天瀬町五馬市	平3.10.29	古墳時代(5世紀中頃～後半)
12	筑前台岩木壘遺跡	天瀬町馬原	平3.10.29	山頂2000㎡
13	牧原千人塚	桃山町	平7.3.31	室町時代
14	小竹供養塔(1基)	上津江町川原	平11.8.9	土台5cm～30cm大の高まりの上に正面西向き
15	姫塚古墳	高瀬本町	平19.3.29	古墳時代中期の円墳
16	台神社前旧往還石畳道	天瀬町女子畑台	平28.3.25	旧往還石畳道 約41m
【天然記念物】				
1	むらくもの松	隈2(八坂神社)	昭47.6.12	樹齢300年以上
2	台神社の森	天瀬町女子畑台	平28.3.25	旧日田往還添い・熊野神社の境内林
3	見竹天満宮の天満かつら	天瀬町出口	昭54.3.20	胸高樹周4.5m、樹高推定20m余、樹齢不詳
4	年の神境内地樹林(26本)	上津江町上野田	昭54.7.26	カヤの推定樹齢は500年以上
5	浦宮神社境内地「樹林・下草シダ類」	上津江町川原	昭58.6.28	県の特別保護樹林「津江大杉の森」と指定
6	ユズリハ自然林	前津江町大野	昭61.3.17	ユズリハを優占種とする自然林
7	桂の木	前津江町柚木	平2.3.8	幹周り10m、樹高20mの雌の桂
8	烏宿自然林	大山町西大山	平4.9.18	森林構成樹種約158種

資料4

9	銀杏の木	中津江村栃野	平9.1.27	樹齡600年（推定）
10	杉	前津江町柚木	平12.12.8	樹齡600年（推定）
11	ズミの群生地	伏木町	平15.3.26	自生の南限地
12	エドヒガンザクラの木	上津江町川原	平16.10.8	樹齡300年（推定）
13	クスの木	上津江町川原	平16.10.8	樹齡不明、クスノキとしては上津江町内最大
14	ムクの木	上津江町川原	平16.10.8	樹齡不明
15	手水野のカツラ林	上津江町川原	平16.10.8	樹齡不明
16	小平のカツラ林	上津江町川原	平16.10.8	樹齡不明
17	モミの木	上津江町川原	平16.10.8	樹齡不明
18	スギの木	上津江町川原	平16.10.8	樹齡120年（推定）
19	イチョウの木	上津江町川原	平16.10.8	樹齡不明
20	イタヤカエデの木	上津江町上野田	平16.10.8	樹齡不明
21	モミジの木	上津江町上野田	平16.10.8	樹齡不明
22	アカマツの木	上津江町上野田	平16.10.8	樹齡約90年（推定）

令和3年度事業一覧表（日田市の文化財の保存・活用の取組）

【保護に関する事業】

	事業名	事業概要
1	ガランドヤ古墳群保存整備事業	国史跡に指定されているガランドヤ古墳群の適切な保存及び活用を図るため、史跡公園として整備を行うもの。
2	文化的景観保護推進事業	国選定重要文化的景観小鹿田焼の里を、伝統的な生活や生業が息づく地域として保存継承し、良好な景観の形成を図るもの。
3	咸宜園跡保存整備事業	国指定史跡咸宜園跡を、江戸時代末期の私塾咸宜園の教育や活動の継承の場とし、現在に甦る「咸宜園」として整備を進め、史跡として有効的な活用を図っていくもの。
4	伝統的建造物群保存事業	豆田町伝統的建造物群保存地区（伝建地区）の建造物等について、伝統的な町並み景観の維持形成を図るため、一定の助成や技術的支援を行うもの。
5	草野家住宅保存整備事業	国重文 草野家住宅は、経年劣化による損傷が著しく、現在抜本的な修理工事を行っている。市は所有者に一定率の補助を行うもの。
6	史跡小迫辻原遺跡整備事業	小迫辻原遺跡の報告書作成に向け、遺跡から出土した土器の遺物の実測・製図等を行うもの。
7	埋蔵文化財発掘調査事業	民間開発や公共事業等に伴い埋蔵文化財の保護に係る発掘調査（発掘調査、整理作業、報告書作成・刊行）を実施するもの。あわせて市内に存在する重要遺跡の確認調査にかかる経費もこの事業の中で実施するもの。
8	鶉飼保存対策事業	鶉飼の保存に必要な補助を行うもの。
9	指定文化財等保存補助事業	地域に残る有形・無形文化財に対して、保存・継承・管理費などの経費に対する一部助成を行うもの。
10	廣瀬淡窓旧宅及び墓保存整備事業	国史跡 廣瀬淡窓旧宅の建造物等について、経年劣化による損傷が著しいことから、現在抜本的な修理工事を行っている。市は所有者に一定率の補助を行うもの。
11	日田市文化財保存活用地域計画作成事業	貴重な文化財を保護し、調査・保存・整備・活用を計画的に進めるために、文化財保存活用地域計画を作成するもの。
12	重要文化財建造物保存修理事業	屋根の腐食等により重大な毀損の可能性がある重要文化財「行徳家住宅」について、保存修理を実施するもの。

【文化財関連公開施設の維持、普及啓発等に関する事業】

	事業名	事業概要
1	文化財保護費（経常費分）	指定文化財やそれらを保管する施設の維持管理・公開を行うもの。日田市の歴史や文化を市民に発信する取り組みとして開催する古文書講座等を実施するもの。
2	市立郷土史料館管理事業	市立郷土史料館の維持管理・公開を行うもの。
3	天瀬町ふるさと資料館管理事業	天瀬町ふるさと資料館の維持管理・公開を行うもの。
4	前津江郷土文化保存伝習施設管理事業	前津江郷土文化保存伝習施設の維持管理・公開を行うもの。
5	小鹿田焼陶芸館管理運営事業	小鹿田焼陶芸館の維持管理・公開を行うもの。
6	行徳家住宅管理運営事業	行徳家住宅の維持管理・公開を行うもの。
7	豆田まちづくり歴史交流館管理運営事業	豆田まちづくり歴史交流館の維持管理・公開を行うもの。
8	史跡咸宜園跡管理運営事業	史跡咸宜園跡の維持管理・公開を行うもの。
9	小迫辻原遺跡保存管理事業	史跡小迫辻原遺跡の維持管理・公開を行うもの。
10	埋蔵文化財センター管理運営事業	文化財の調査、保存、活用及び公開施設としての維持管理並びに考古学講座等の埋蔵文化財に関する知識の普及啓発活動を行うもの。
11	史跡ガランドヤ古墳公園維持管理事業	令和4年4月中に供用開始予定としている史跡ガランドヤ古墳公園の維持管理を行うもの。

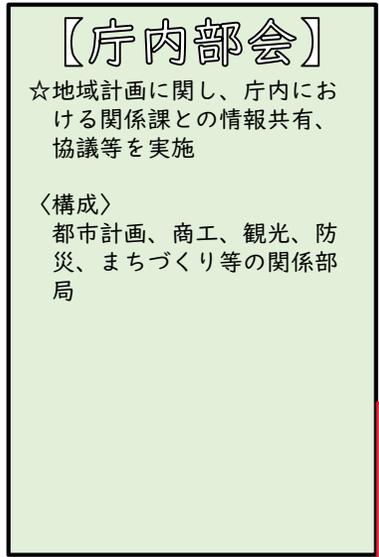
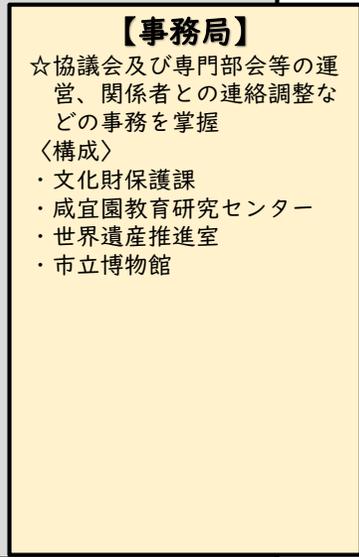
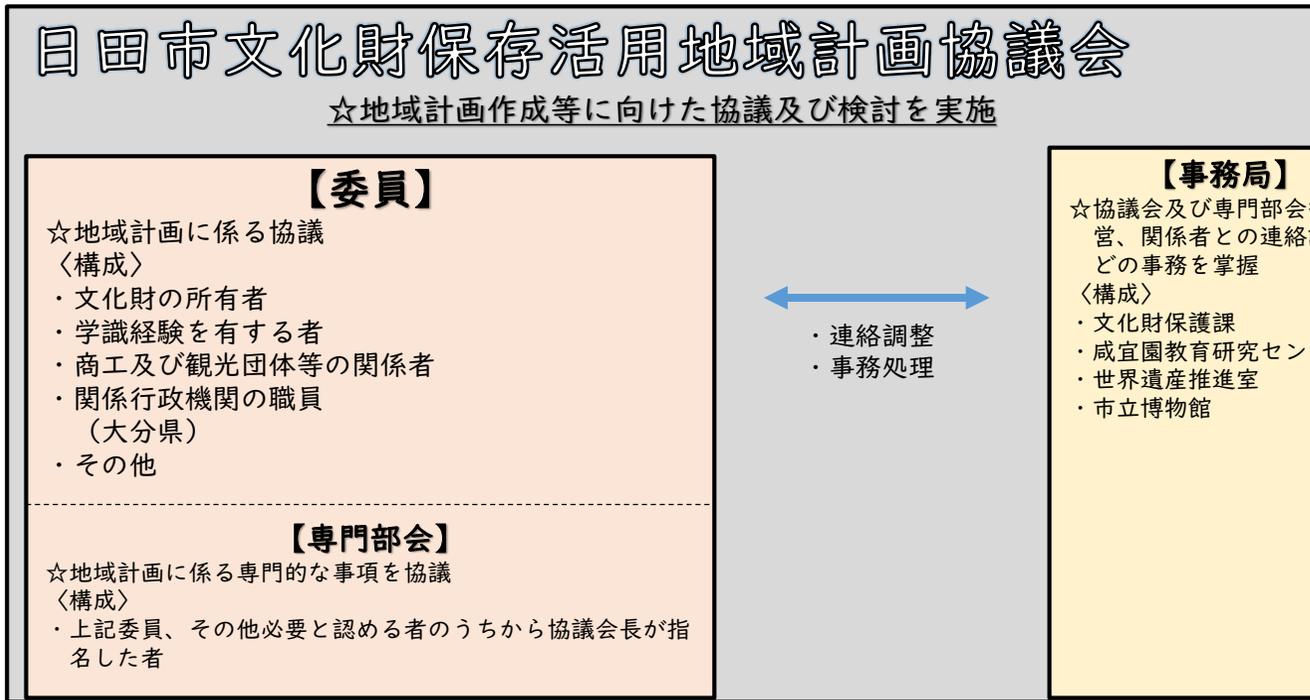
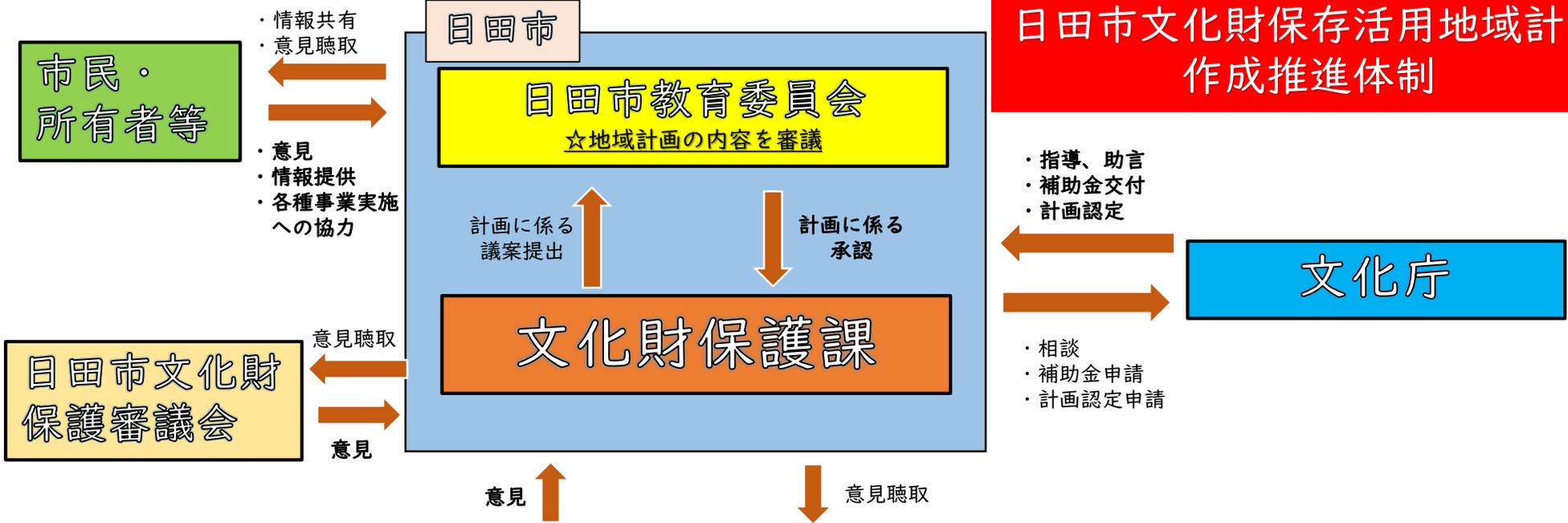
文化財公開施設一覧表
 <文化財保護課所管>

	施設名	所在場所	公開資料等
1	慈眼山永興寺仏像収蔵庫	城町2丁目	木造十一面観音立像（国指定）等
2	日田市立郷土史料館 （岳林寺内）	北友田1丁目	岳林寺木造明極楚俊坐像（県指定）等
3	史跡咸宜園跡	淡窓町	秋風庵、遠思楼等
4	咸宜園教育研究センター	淡窓町	咸宜園に関する資料等
5	豆田まちづくり歴史交流館	豆田町	旧古賀医院診療所、旧船津歯科の内外部
6	日田市埋蔵文化財センター	北友田3丁目	発掘調査出土品、指定文化財（美術工芸品）等
7	重要文化財行徳家住宅	夜明関町	主屋、庭園等
8	日田市立小鹿田焼陶芸館	源栄町	小鹿田焼（国指定）の作品等
9	日田市立前津江郷土文化 保存伝習施設	前津江町	懸仏（県指定）等
10	重要文化財旧矢羽田家住宅	大山町	主屋、馬屋
11	ふるさと資料館 （天瀬農業公園内）	天瀬町	天瀬町で使用されていた民俗資料等
12	国史跡ガランドヤ古墳公園 ※ガイダンス施設併設	石井町	ガランドヤ古墳に関する説明パネルの展示等 ※令和4年4月より供用開始

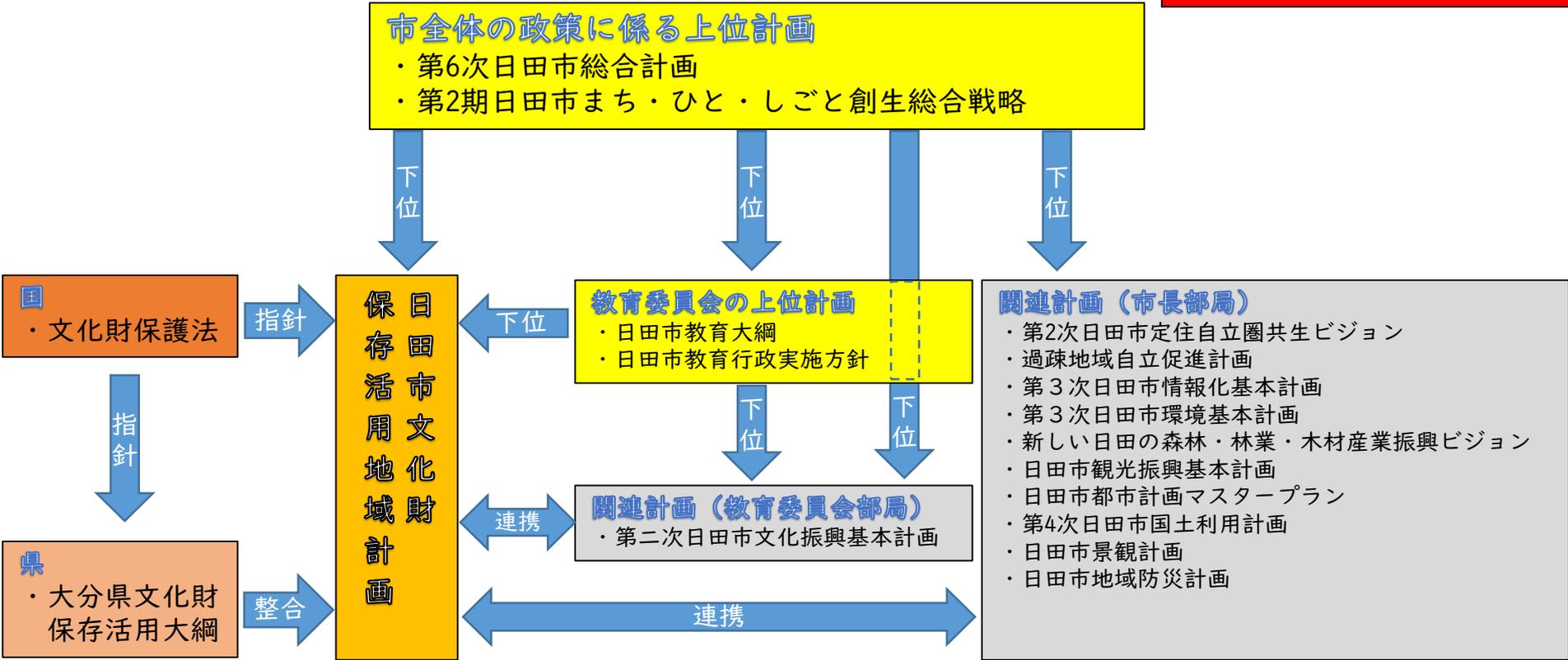
<その他の施設>

13	日田祇園山鉾会館	隈町	日田祇園の曳山行事（国指定）に関連する山鉾等
14	天領日田資料館	豆田町	幕府の直轄地（天領）であった時代を物語る書画・古文書等
15	日田市立博物館	上城内町	日田の歴史と自然、文化に係る資料等

日田市文化財保存活用地域計画 作成推進体制



日田市文化財保存活用地域計画の位置づけ



計画名	概要
第6次日田市総合計画 (地方創生推進課)	<p>第6次日田市総合計画（以下「総合計画」という。）は、本市が目指す将来像を実現するために実施する政策を明らかにし、市民と行政がまちづくりを協働して進めるための指針です。また、本市の最上位計画として総合的かつ計画的な行政運営を行うための方針となるものです。</p> <p>総合計画の計画期間は平成29年度から令和9年度となっており、計画の構成は基本構想、基本計画及び実施計画により構成されています。</p> <p>基本計画は第1期計画を3年間、第2期計画を4年間、第3計画を4年間に区分して策定しており、現在は第2期計画となっています。また、実施計画は3年間で単位として毎年見直しを行っています。</p> <p>第2期計画は6つの章から構成され、特に文化財に関する施策については、「やりがいと魅力をつくる～価値を磨き続ける ひた～産業振興3－（4）観光の振興 ①地域資源を活かした観光の魅力づくり」「安全で快適に暮らす～便利も快適もそろえる ひた～生活基盤4－（4）地域特性を活かした空間づくり ②景観の形成」「学ぶ楽しさを増やす～学ぶ機会に満ちる ひた～教育・文化5－（2）文化芸術の振興 ①文化財や芸術文化の保存、継承と発展」「同章（3）生涯学習の充実 ②博物館の機能の充実」等において示されています。</p>
第2期日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (地方創生推進課)	<p>日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）は、国の総合戦略及び大分県の総合戦略を勘案しつつ、本市の最上位計画である総合計画や「日田市人口ビジョン」を踏まえ、基本目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。</p> <p>第1期は令和元年度に終了し、「日田市における安定した雇用を創出する」「日田市への新しい人の流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「人が共に支え合い、安全・安心して快適に暮らせる地域を創る」の4つの基本目標の達成に向け、様々な取り組みを行ってきました。</p> <p>第2期総合計画の計画期間は令和2年度から令和5年度となっており、第1期の4つの基本目標は、基本目標としては継承せず、継続的な課題として対応していくこととし、新たに「若い世代が住み続けたいと思うふるさと日田を創る」を基本目標に掲げました。</p> <p>人口減少の抑制に向け、市民と行政が、ネットワークを形成しながら強固に連携し、協力し合うことが重要となるため、第1期総合戦略では、行政が推進していく内容を主体として記載していましたが、第2期総合戦略においては、総合戦略の中に行政と民間等が相互に推進していく内容を記載していくことで連携を図り、目標の達成を目指しています。</p>
第2次日田市定住自立圏共生ビジョン (地方創生推進課)	<p>日田市定住自立圏共生ビジョン（以下「定住自立圏共生ビジョン」という。）は、総合計画を上位計画とし、旧日田市の区域と、旧前津江村、旧中津江村、旧上津江村、旧大山町、旧天瀬町の区域で形成する「日田市定住自立圏」のどこでも誰もが安心して定住できる環境を整備するとともに、自立するための経済基盤を確立し、魅力あふれる圏域を形成することを目的として、策定されました。</p> <p>第2次定住自立圏共生ビジョンの計画期間は令和3年度から令和5（2023）年度までの3年間であり、基本方針として、3つの項目が示されています。</p> <p>特に文化財に関する事業については、「基本方針1.生活機能の強化（2）文化芸術 ア文化芸術の振興」に記載されています。</p>
日田市過疎地域持続的発展計画 (地方創生推進課)	<p>日田市過疎地域持続的発展計画は、令和3年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の規定に基づき策定されました。本計画は市内全域を対象として、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現を目的に策定された計画です。</p> <p>計画には、地域の持続的発展の基本的方針に関する事項、地域の持続的発展に関する目標等について定められ、計画期間は令和3年度から令和7年度までです。</p> <p>構成は13の項目から成り立っており、特に文化財に関する施策については、「11. 地域文化の振興等」において、現況と問題点及び対策等について示されています。</p>

計画名	概要
第4次日田市国土利用計画 (地方創生推進課)	<p>日田市国土利用計画（以下「国土利用計画」という。）は、日田市の土地利用の現状と推移を把握し、自然的、社会的、経済的及び文化的条件について配慮するとともに、健康で文化的な生活環境の確保と地域の均衡ある発展を図ることを理念として、総合的かつ計画的な市土の利用を図ることを目的として策定されました。</p> <p>第4次国土利用計画の計画期間は平成25年度から令和4年度までの10年間となっております。その中で5つの基本方針や土地の利用目的に応じた目標等が定められています。それらの基本方針や目標等に掲げる事項を達成するため、具体的な措置が示されており、特に文化財に関しては、「5.環境の保全と美しい市土の形成」において、歴史的町並みの保全・整備や景観の保護について、示されています。</p>
日田市地域防災計画 (防災・危機管理課)	<p>日田市地域防災計画は、大分県地域防災計画との整合性を図りながら、日田市における防災活動体制の整備確立を図るとともに、地域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定め、もって防災活動の効果的な実施を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、策定されました。「市民の生命、身体及び財産を災害から保護する」という防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等について、風水害及び地震それぞれに3つの基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進しています。</p> <p>このうち、文化財に関する施策については、風水害に関するものは、「第2部災害予防計画（風水害） 第2章災害に強いまちづくり 3.文化財の災害予防対策」の中の「（1）文化財防災施設の設置促進」「（2）文化財防災施設の維持管理」「（3）歴史資料等の防災対策の推進」において示されています。また、地震に関するものは、「第2部災害予防計画（地震編） 第2章災害に強いまちづくり 3.文化財構造物及び公開・収蔵施設の耐震性の確保」の中の「（1）文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の基本方針」「（2）文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の実施」において示されています。</p>
第3次日田市情報化基本計画 (情報統計課)	<p>日田市情報化基本計画（以下「情報化基本計画」という）は、情報通信技術を活用することにより、豊かな市民生活を実現することを目的として、策定されました。</p> <p>第3次情報化基本計画は、『第2次日田市情報化基本計画』の進捗状況について検証を行うとともに、これまでに整備した情報システム環境の利活用と見直しを主な目標としています。</p> <p>第3次情報化基本計画の計画期間は平成29年度から令和3年度までの5年間となっております。その構成は4つの章から構成されています。</p> <p>特に文化財に関しては、「第3章 日田市のIT環境 3-2. 第2次日田市情報化基本計画の進捗状況」において、「文化財資料の電子化と各種情報の提供」の進捗状況について、記載されています。</p>
第3次日田市環境基本計画 (環境課)	<p>日田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という）は、環境保全及び創造に関する目標や施策の基本的方向を示し、総合的かつ計画的に推進することを目的とし、策定されました。</p> <p>第3次環境基本計画は、世界的な気候変動問題、プラスチック問題の深刻化や環境・経済・社会の三側面が関連し複雑化した課題に対応し、持続可能な世界を実現するための「持続可能な開発目標（SDGs）」の考えのもと、受け継がれてきた「水郷ひた」と呼ばれる恵まれた自然環境を守り、環境と共生する持続可能なまちづくりを推進するため、策定されました。</p> <p>第3次環境基本計画の計画期間は、令和3年度から、令和9年（2027）年度までとなっております。施策の柱として4つの項目が定められています。</p> <p>このうち、文化財に関する施策については、「施策の柱 i. 地域資源を生かすまち～水郷ひたづくりの推進～」の「基本施策（7）歴史的・文化的資源の保全・活用、良好な景観の保全」において、「1 歴史的・文化的資源の保全・活用を図ります。」「2 良好な町並み景観を保全します。」という施策の方向が示されています。</p>

計画名	概要
<p>新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョン (林業振興課)</p>	<p>新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョンは、相互に関連する森林・林業・木材産業のあるべき姿の実現のため、森林・林業・木材産業関係者だけでなく、森林の有する多面的機能の恩恵を受ける市民の理解を深めながら、長期的視点に立って取り組む、日田市が目指すべき森林の姿と基幹産業である林業・木材産業振興の基本的な指針です。</p> <p>新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョンの計画期間は13年となっており、4年ごとに必要に応じて見直しを行っています。</p> <p>「(1) 森林を守り・育てる」「(2) 森林を活かす」「(3) 森林でつながる」という三つのテーマのうち、「(1) 森林を守り・育てる」の「①多面的機能発揮する豊かな森林づくり ○市有林の活用」の中で、日田祇園の山鉾の車輪や小鹿田の唐臼となる材料を育てる目的で、市有林にアカマツ3200本を植栽するという「地域文化財継承へ「祇園の森」の取組」が紹介されています。</p>
<p>日田市観光振興基本計画 (観光課)</p>	<p>日田市観光基本計画(以下「観光基本計画」という。)は、旅行者のニーズの多様化など、観光を取り巻く環境の変化に柔軟に対応すべく、本市の特性を活かした持続可能な“観光振興によるまちづくり”を目指して、その基本となる理念・基本方針・基本施策を掲げ、行政や観光協会、観光関連事業者、観光関連団体のみならず、市民や各種団体、事業者などが一体となって観光振興を図るための指針として策定されました。</p> <p>観光基本計画の計画期間は平成25年度から令和4年度までとなっており、基本方針として5つの項目が定められています。</p> <p>特に文化財に関する施策については、「基本方針1. 地域資源を活かした観光の魅力づくり 基本施策(2) “天領”の歴史・文化を活かした観光の魅力づくり」において、「①天領の町並みを核とした観光事業の推進」「②咸宜園等の歴史的資源の活用」が、基本的取り組みとして示されています。</p>
<p>日田市景観計画 (都市整備課)</p>	<p>日田市景観計画は、都市部における画一的な開発や都市の形成、また農村部における後継者不足などによる耕作放棄地や荒廃林地の増加など、経済性や効率性を追求したまちづくりによる景観破壊から、市民・事業者・行政が協働して、日田市特有の良好な景観を守り、育て、後世に継承していくため、策定されました。</p> <p>旧日田市、旧天瀬町、旧大山町、旧上津江村、旧中津江村、旧前津江村の6つの地域は、それぞれが持つ豊かな地域資源により独自の景観特性を有しており、合併によって行政区域は一体となりましたが、実効性の高い景観形成を図るために、それぞれの地域の特性をふまえ、景観計画区域を4つの景観形成重点地区、3つの線的な景観軸、3つの面的なゾーン、1つの特別区の合わせて11ゾーンに区分しました。</p> <p>基本理念として「自然と地域と人がつながる“水郷日田”の景観まちづくり」を掲げ、さらに目標として、「①豊かな自然環境を守る景観まちづくり」「②地域をつなげる景観まちづくり」「③地域の個性を活かした景観まちづくり」「④みんなが主役の景観まちづくり」を掲げています。また、これらの目標を達成するため、基本方針として、「①暮らしを支える農林山村を守り・育てます。」「②地域をつなぐ”おもてなし空間”を形成します。」「③歴史と伝統が息づく町並み景観を守り、活かします。」「④身近で日常的な景観を一人ひとりが守り、育みます。」を掲げています。</p>
<p>日田市都市計画マスタープラン (都市整備課)</p>	<p>日田市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき「日田市の都市計画に関する基本的な方針」を示すものです。市民の意見を反映しながら、“日田市における将来の都市像”の方向性を示すことで、地域ごとの課題に応じた都市施設の整備方針等を定めています。土地の利用方法や道路・公園・上下水道等の施設整備の目標に加え、自然環境や景観、防災等に関する現況や動向を考慮した“長期的なまちづくりの基本構想”です。</p> <p>計画期間は平成25年度から令和15年度までとなっており、将来の都市像を『水と緑と人を育み、歴史豊かな活気ある交流都市』とし、5つの基本方針を掲げています。この基本方針を元に、土地利用・交通体系・公園緑地・都市施設・景観・防災など、都市計画に関する分野毎にまちづくりの方針を設定しています。</p> <p>特に文化財に関する施策については、「1. 土地利用の方針」における「歴史文化交流地」や、「5. 景観の方針」において、示されています。</p>

計画名	概要
日田市教育大綱 (教育総務課)	<p>日田市教育大綱(以下「教育大綱」という。)は、地域住民の意向のより一層の反映と日田市における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、日田市長と日田市教育委員会が協議して定めた、日田市の教育行政を推進するための基本指針となるもので、総合計画及び「日田市教育行政実施方針」と連動し、総合戦略とも整合性を図っています。</p> <p>教育大綱の実施期間は平成28年度から令和3年度までの6年間となっており、その中で5つの基本理念が掲げられています。特に文化財に関しては、「5. 咸宜園などふるさとの歴史と文化を守り、未来につなぎます。」という基本理念が掲げられています。</p> <p>教育大綱の具体的な取り組みについては、「日田市教育行政実施方針」において、示されています。</p>
日田市教育行政実施方針 (教育総務課)	<p>日田市教育行政実施方針(以下『教育行政実施方針』という。)は、教育に関する現状と課題を的確に把握し、その解決や進展を図るための方策を明文化し、一貫したより良い教育の実現を目指すため、平成24年度から平成28年度を計画期間とした前期の教育行政実施方針の取組を総括するとともに、平成28年4月に策定した教育大綱で示された基本方針を実現するための具体的な取組を示すものであり、総合計画と連動し、かつ、国が策定した教育振興基本計画を参照して策定されました。</p> <p>計画期間は平成29年度から令和3年度までの5年間となっており、その構成は4つの章から成り立っています。特に文化財に関する施策については、「IV《文化芸術の振興》IV-第1 ふるさとの歴史・文化の保存と未来へ向けての活用」において、「1. ふるさとの歴史・文化の保存と未来へ向けての活用」「2. 保存と活用に向けた環境の整備」「3. 愛護意識の高揚と愛護活動への支援」「4. 咸宜園教育等の普及啓発と世界文化遺産登録」にの4つが示されています。</p>
第二次日田市文化振興基本計画 (社会教育課)	<p>日田市文化振興基本計画(以下「文化振興基本計画」という。)は、文化の振興に当たっての基本理念を基に、市民の芸術文化活動や本誌の歴史ある文化遺産、生活の中の文化などを活用し、生き生きと心豊かに暮らせる地域社会を実現するため、文化に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的として策定されています。</p> <p>第2次文化振興基本計画は、平成28年度までの第1次文化振興基本計画の文化振興施策と事務事業の成果及び課題について検証し、策定されました。</p> <p>第2次文化振興基本計画の計画期間は平成29年度から令和9年度までの11年間となっており、さらに11年の計画期間を3年、4年、4年の3期に区分しています。</p> <p>基本理念として、「(1)文化の保存、継承」「(2)日田らしい歴史、風土の反映」「(3)市民の主体的な参加」「(4)文化活動の尊重」「(5)誰もが文化に接することができる環境整備」「(6)情報の受発信と交流の推進」「(7)市民の意見の反映」の7つを掲げており、これらの基本理念のもと、地域を活性化させる文化力を活用し、市民生活に安らぎと潤いを与えながら、行政、市民や文化団体、事業所等の協働によって『心豊かで輝く人の育つ活力ある地域社会』の実現を将来像としています。</p>

令和6年度までのスケジュールについて

年度	月	協議会		報告・事務手続き等	調査等	庁内部会	文化財保護審議会	
		開催予定	協議予定事項					
R3年度	10月	第1回協議会	文化財保存活用地域計画の概要等			協議会後に開催予定	審議会の場で意見聴取予定	
	11月							
	12月							
	1月							
	2月	第2回協議会	日田市文化財保存活用地域計画の章立て 日田市の歴史文化の特徴					
	3月							
R4年度	4月				文化財の現地調査			
	5月							
	6月	第3回協議会	素案の作成					
	7月							
	8月							
	9月							
	10月	第4回協議会	素案の作成					
	11月							
	12月							
	1月							
	2月	第5回協議会	素案の作成					
	3月							
R5年度	4月							
	5月							
	6月	第6回協議会	素案の作成					
	7月							
	8月							
	9月	第7回協議会	全体案の確認					
	10月			定例教育委員会議案提出				
	11月			政策調整会議提出				
	12月			日田市議会に報告				
	1月			パブリックコメントの実施				
	2月	第8回協議会	パブリックコメントの結果					
	3月			政策会議提出				
R6年度	4月			文化庁の申請前確認				
	5月							
	6月							
	7月			文化庁への認定申請・文化庁からの認定				
	8月			計画冊子の発注				
	9月							
	10月			計画冊子の発刊				

令和4年度文化財総合把握調査（案）

1.目的

『日田市文化財保存活用地域計画』では、日田市内の国や県、市の指定文化財などや登録文化財のほかに、地域に存在している未指定文化財はもちろんのこと、現時点では把握されていない未把握の文化財等もあわせて、総合的に取り扱うこととなります。

このため、『日田市文化財保存活用地域計画』の作成にあたっては、市内に存在する多種多様な文化財を調査・確認する必要があります。

2.調査等

市内に残る様々な文化財等を把握するための調査は、市職員を中心に下記のとおり実施します。

▼地区公民館や文化財保護員等の協力を得て、地域に残る文化財の把握、新たに把握された文化財の概要調査

*アンケート・住民からの聞き取り・フィールドワーク

▼市民が参加するワークショップの開催

*市内のそれぞれの地域に残る歴史文化の特徴から、3地域を選出し、その地域に在る地区公民館を単位とし開催します。

*ワークショップには、その地域の住民のほか、文化財保護員や、大学生、高校生にも参加してもらいます。

*ワークショップでは、地域において所在する文化財や、それらを取り巻く環境等を巡検し、必要に応じて学習会を開催するとともに、地域の文化財を生かし、守り伝えていく方法などについて話し合い、そこから生み出される意見をまとめ、「文化財保存活用地域計画」を作成していく際の参考とします。

*ワークショップで生み出される“考え”や“思い”などは、公民館活動のほか、文化財保護員の今後の活動や、学生らの今後の研究等に生かしていただくなど、地域の文化財を守り、未来へ繋いでいく切っ掛けとなることを期待します。